

## 柔道整復施術療養費支給申請書点検等業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

宮崎県後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）の内容点検及び被保険者への施術内容等の照会を行うことによって、適正な療養費の支給、不正の疑いのある施術等についての確認、被保険者に療養費の正しい知識の普及を行い、療養費の適正化及び宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における今後の療養費増加の抑制を図る。

### 2 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 3 予算額

委託料 18,176千円以内（税込）（3年総額）

### 4 受注者決定に至る事務手順及び、業務のスケジュール

#### （1）受注者決定に至る事務手順

令和2年 9月16日（水） 公募型プロポーザル実施の告示  
令和2年 9月16日（水）～ 令和2年10月 7日（水） 参加申込書等の提出期限  
令和2年10月16日（金）～ 令和2年10月29日（木） 質問の受付期限  
令和2年11月 5日（木）～ 令和2年11月16日（月） 提案書等の提出期限  
令和2年11月27日（金） プレゼンテーション及び審査会  
令和2年11月27日（金） 受注候補者の選定

#### （2）業務のスケジュール

令和3年3月中 契約締結  
令和3年 4月 1日 ～ 令和6年3月31日 「2. 業務内容」に基づく業務  
令和6年 3月31日 業務完了

### 5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）プロポーザル参加資格申込書の提出期限から契約締結の日までに、国または地方公共団体において、指名停止期間中でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- （3）法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はISO/IEC27001など第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。もしくは、同等の個人情報保護の体制を整備しており、その資料を提示できること。
- (8) 過去3年以内に、市町村又は都道府県後期高齢者医療広域連合において、本事業と同様の業務の受注実績があること。
- (9) 国税、都道府県税及び市（区）町村税を滞納している者でないこと。

## 6 参加申込の手続き

### (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

電話 0985-62-0921

FAX 0985-27-7699

Mail [kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp](mailto:kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp)

### (2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書

イ 参加資格要件に関する誓約書

ウ 業務実績表

エ 会社概要

オ 会社登記簿（写し可）

カ 所管税務署発行の課税に滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

※公告日以降の証明であること

キ 都道府県税事務所発行の課税に滞納がないことの証明書（法人事業税、自動車税）

※公告日以降の証明であること

ク 市（区）町村発行の課税に滞納がないことの証明書（法人市民税、事業所税、固定資産税、軽自動車税、市県民税〈特別徴収分〉）

※公告日以降の証明であること

ケ プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類の写し又は、個人情報保護方針等の写し

### (3) 提出方法

(1) の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

### (4) 提出期限

告示日から令和2年10月 7日(水)まで

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分までに必着)

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和2年10月15日(木)までに通知する。

## 7 質問及び回答

### (1) 質問

ア 質問方法 電子メールにより、6(1)の事務局あて送付すること。

イ 受付期間 令和2年10月16日(金)～令和2年10月29日(木)午後5時15分まで

### (2) 回答

ア 回答方法 全参加業者あてに電子メールにて回答を行う。

イ 回答日 令和2年11月 4日(水)まで

## 8 提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 提案書

イ 見積書

### (2) 提出方法

6(1)の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

### (3) 提出期限

令和2年11月 5日(木)から令和2年11月16日(月)まで

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分までに必着)

### (4) 提案書及び見積書の作成方法

提案書及び見積書については、仕様書及び、提案書等作成手順(参加申込書の結果を通知する際に参加業者に交付)により作成すること。提案書は会社名等がわかるものを正本として1部、会社名等特定できる情報を削除した副本を12部提出すること。また、見積書については、参加申込書と同様の印鑑を押印したものを1部提出すること。

## 9 評価方法

### (1) 評価基準

参加申込書の結果を通知する際に参加業者に交付する「企画提案評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーションの実施

提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 程 令和2年11月27日(金)(予定)

イ 出席者 1者3名以内

ウ 実施時間 1者40分以内（準備、撤去に係る時間を除く。）

※プレゼンテーションにかかる道具等はすべて参加業者が準備するものとする。

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積金額が、予算額を超えている場合

エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

オ 審査の公平性を害する行為があったと広域連合が認める場合

カ その他、広域連合が適当でないと認める場合

10 選定結果の通知・公表

選定結果については選定作業終了後、全ての参加業者に書面で通知する。

11 契約に関する事項

受注候補者と広域連合の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。受注候補者の選定後、受注候補者側の特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受注候補者とする。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類の訂正・差替えは提出期限前であっても認めない。ただし、広域連合から指示があった場合は除く。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

13 その他

(1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

(2) 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

(3) 提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。